

市住新聞

vol.35

発行者

市営住宅指定管理者
宮崎市営住宅管理センター
[代表]
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
管理収納担当課
住所:宮崎市昭和町86番地2
電話:0985-74-5211

重要「収入申告書」の提出はもうお済みですか？

「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、来年度の家賃を決めるための重要なものです。このため、収入や世帯状況を確認するために、みなさまには毎年、収入申告書を提出していただいています。

収入申告を提出しないと今の家賃の2～3倍になる場合があります！
まだ、お済みでない方は早めに提出してください。

時間外の緊急連絡は 真に緊急 の場合のみに!!

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

緊急でない場合



翌日8時30分
以降に連絡

台風が接近してきたら...

まだまだ台風注意

毎年夏から秋にかけて災害をもたらす台風。その被害を最小限に抑えるために、日ごろから備えておくことが大切です。

日頃の
備えが大切!

テレビやラジオのニュースをよく確認し、風が強くなる前にバルコニーの物品は部屋の中へ。物干し竿は、フックやバルコニーの「さん」に結んでしっかりと固定しましょう。窓や出入り口の戸締まりをして、窓枠をビニールテープやタオルなどで塞いでおきましょう。さらに、断水対策として、浴槽に水を張るなどしてトイレなどの生活用水を確保しておきましょう。

快適で住みやすい団地づくりを心がけましょう

団地は数世代が一緒に暮らす共同住宅です。
お互いにゆずりあい、尊重し、助け合って、快適な生活ができるように努めましょう。

環境美化



清掃

団地によっては月1回一斉清掃が行われています。
ただ、現在では参加される方が非常に少なく、一部の方に負担がかかっている団地もあるようです。
共同施設や場所は、皆さんで協力しあって清掃を行い環境美化に努めましょう。

ゴミの出し方

決められたゴミ置場に決められた日時、方法を守り出してください。
不衛生にならないように協力して清掃してください。

違法駐車

団地内の決められた区画以外へは車を止めないようにしましょう
事故等のトラブルの原因になったり、緊急車両の通行ができなくなります。

共益費などの負担



市営住宅に入居すると、共同で使用する施設や設備等の維持管理費用を「共益費」として、家賃以外に支払う必要があります。共益費として主なものは以下のとおりです。

- 街路灯、階段灯、廊下灯、給排水ポンプ、エレベーター
その他共同施設の電気料金
- 上記の各電球、カバー、スイッチ、ヒューズ、コード等の交換に要する費用
- 共同水栓（集会所・公園）、給排水ポンプのパッキン等の修繕、取替え費用、水道料金
- 受水槽の電気料金
- 浄化槽の維持費（電気料金、水道料金、汚泥引抜料等）
- 集会場運営に要する費用（電気料金、ガス代、水道料金含む）
- 共同トイレ（集会所・公園）、団地内の下水管の清掃等に要する費用